道路標識変更等業務委託（高速道路１号線）

仕 様 書

１　委託概要

本委託は、建設局土木管理部土木管理課(以下「土木管理課」という。)にて実施する稲荷山トンネル維持補修（加圧給水ポンプほか更新）工事(以下「ポンプ工事」という。)の車線規制に伴う道路標識変更等に関して必要な業務を行うものとする。

２　履行期間

契約日の翌日から令和９年３月３１日まで

３　履行場所

京都市道高速道路１号線（京都市伏見区深草相深町他地内）

４　業務内容

（１）　道路標識変更等作業

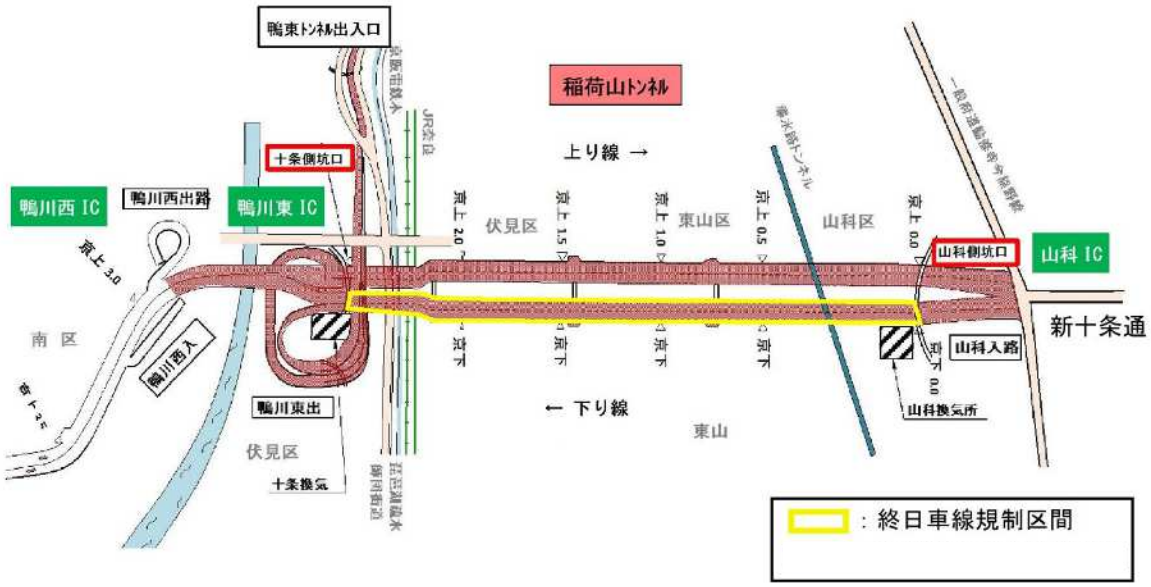
ポンプ工事に伴い予定している下り線一車線規制に伴い必要となる道路標識変更等を別紙「規制標識類変更箇所図（以下「規制図」という。)」のとおり実施する。

なお、車線規制の実施は別途委託業者が実施するが、本委託の実施に当たり、別途委託事業者及びポンプ工事請負者との必要な調整は本委託に含むものとする。

（２）　道路標識復旧作業

下り線一車線規制の終了に伴い（１）で実施した道路標識変更等について変更前の状態に復旧する。

（３）　下り線一車線規制の予定区間（参考）



５　作業実施概要（予定）

（１）　令和９年２月８日２２時から実施する部分車線規制（走行車線の部分規制に引き続き追越車線の部分規制を予定）において、以下の順序で道路標識等を変更する。

ア　規制図④の路面標示消去※1（走行車線）及び速度標識板※2の変更

イ　規制図③の速度標識板※2の変更

ウ　規制図②の速度標識板※2の変更

エ　規制図④の路面標示消去※1（追越車線）

オ　規制図①の速度標識板の目隠しカバー※3 設置

（２）　令和９年２月２６日２２時から実施する部分車線規制（走行車線の部分規制に引き続き追越車線の部分規制を予定）において、以下の順序で道路標識等を復旧する。

ア　規制図④の路面標示復旧※4（走行車線）及び速度標識板の復旧

イ　規制図③の速度標識板の復旧

ウ　規制図②の速度標識板の復旧

エ　規制図④の路面標示復旧※4（追越車線）

オ　規制図①の速度標識板の目隠しカバー撤去

（１）～（２）の日時は予定とし、詳細は発注者の指示によるものとする。

※１　路面標示消去について、コンクリート舗装のため、削り取りにて行うこと。

※２　速度標識板変更について、防食テープ等を使用し標識板周囲を固定すること

※３　目隠しカバーについて、風等で落下しないよう番線等で固定すること。

※４　路面標示復旧について、溶融式にて復旧すること。

６　諸条件

（１）　作業に必要な資材、路面標示消去に係る機材及び高所作業車等の車両は受注者にて手配すること。

ただし、規制図②③④の速度標識板（５０ｋｍ表示、９００φ、アルミ製）は本市から支給可能な物品とするが、発注者と事前協議のうえ、受注者の責において本委託内容を満足する同等物品を手配し用いてもよい。

（２）　物品の脱落等をはじめとした本委託に起因する事故が生じないよう、道路標識板等は強固に取り付けるなど、万全の注意を払うこと。

（３）　トンネルの逆走は禁止とする。

（４）　入場車両全車両にパトランプ（黄）を配備し、入場時にはパトランプ、ハザードを点灯とする。

（５）　全作業員 LED 点滅機能付き反射ベストを着用すること。

（６）　作業に伴う発生材の処分は受注者の責にて適切に処理すること。

７ 報告・提出書類

本委託請負者は、業務の履行が確認できる書類を発注者に提出すること。

なお、履行の確認方法については、発注者から指示するものとする。

８ 損害の負担等

本委託の履行に伴う損害、事故及び負傷等に関して、受注者の責にて対応するものとし、本市は一切の責任を負わないものとする。

９ 経費負担

本委託の履行に伴う費用は、全ては本委託請負者の負担とする。

１０ 守秘義務

本委託請負者は、本業務の履行に伴い知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

１１ その他

本委託仕様書に記載なき事項については、発注者と本委託請負者との協議により決定することとする。

１２　支払い

本委託業務完了後、請求に基づき支払うものとする。

１３　見積提出方法ほか

（１） 京都市競争入札参加有資格者名簿「舗装工事」もしくは「道路施設工事」に登録されている業者とします。

（２） 見積書の宛先は「京都市長」とすること。

（３） 件名は「道路標識変更等業務委託（高速道路１号線)」とすること。

（４） 見積金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記入し、その旨を記載すること。

（５） 見積書は原本郵送、メールのいずれかにて送付すること。

（６） 送付の際は担当者の名前（フルネーム）及び連絡先を見積書に明記すること。

（７） 見積の有効期限は１か月以上とすること。

（８） 原則、契約予定相手方のみに連絡を行うものとする。

（９） 郵送時は宛先がわかるよう送付すること。

１４　問合せ及び見積送付先

〒604-8571　京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８番地

京都市建設局土木管理部河川整備課　（京都市役所分庁舎３F）
担　当：畑中、井戸
電話：222-3591（河川整備課番号）
FAX：213-1213（河川整備課番号）
E-mail：haqbd156@city.kyoto.lg.jp（畑中宛）

規制標識類変更箇所図

起点 No.135+15

終点 No.-2+00

工事延長　L=2,755m

50km/h標識へ取替





50km/h標識へ取替

②京下1.48

③京下0.78

①京下2.26

④京下0.00

高速道路1号線（稲荷山トンネル）（西行）

東行

西行



目隠しカバー設置



50km/h標識へ取替

消去・復旧

走行車線　追越車線

※トンネルは路面から上部まで約７ｍ程度と高所となるため、適切な高所作業車を用いて安全に作業を行うこと。

本委託範囲